

第5回 倉敷市水道事業経営審議会会議録

1 日 時 令和6年2月15日（木）14時00分～15時30分

2 場 所 水道局3階大会議室

3 出席者 出席委員10名

天王寺谷会長、菅副会長、大橋委員、尾跡委員、児玉委員、中村委員、西委員、別所委員、山路委員、渡邊委員

事務局11名

智片参事、高旗参事、森兼副参事兼水道管理課長、大森副参事兼水道総務課長、佐藤副参事兼企画検査室長、難波水道営業課長、岩知道給水課長、安部水道建設課長、桂水道建設課長代理、小河原浄水課長、石井浄水課主幹

4 会 議

(1) 議 事

水道料金の適正水準（2）

<質疑>

【前半】

委 員 料金算定期間中は対象資産の資産維持費は確保出来ていると思いますが、3年から5年になりますと資産維持費はどうなるのでしょうか。

また、料金算定期間を3年とすると、4年目にまた料金改定ということも懸念されるのであれば、5年が1つの区切りと感ずるところはあります。

もう1点は、実際の家庭では1世帯当たりどれくらい水道料金が増えるのか、資料の中では分かりにくいというのが少し懸念されるところと考えます。

事務局 料金算定期間を5年にすれば、当然資産維持費は多くなり料金改定率は高くなります。前回の料金改定は、5年前の令和元年に行いました。その時には料金算定期間を3年で設定しておりましたが、現在5年経過した状態です。つまり、一概に料金算定期間が3年だから3年後必ず料金改定を行うということではございません。今回は、前回委員さんが要望された短い3年間で事務局の改定案としてあげさせていただきました。

次に2つ目の質問について、令和4年度末時点で1人1か月の平均使用水量が約7 m³であることから、1家族3人とした場合21 m³の使用水量となり、今回資料として提示しております20 m³と近い数値となっております。

委員 資料1の5ページで資産維持率1%ですと、料金算定期間3年と5年の比較をした場合、1か月20 m³の料金が50円弱しか変わらないのであれば5年が良いのかなと思います。

会長 料金算定期間5年というご意見をいただきました。料金算定期間を3年にしたからといって、3年後必ずしも料金改定があるというわけではない。5年にしてしまうと、水道料金は安定する一方で、例えば、物価が上昇した場合には、弾力的な対応は難しくなるという側面はあると思います。

委員 前回の審議会で説明があったように県内15市の料金比較表から倉敷市が2番目に安いということをPRしていただければ、料金算定期間を5年にしても問題は出てこないのではないかと思います。

会長 5年で料金改定率を高くするというのも有りではないかというご意見だと思います。では、ここではまず料金算定期間を決めず、料金改定率のご説明も聞きながら、最終的に方向性を定めていきたいと思います。

【後半】

委員 資産維持率が1%から0.25%の違いはよく分からないのですが、水道局では改定案1から4のうち、どれが適正な水準だと考えていますか。水道局としてはどれが1番良いと具体的に言っていただけると審議を行う中でたたき台になると思うのですが、いかがでしょうか。

事務局 水道局として、少なくともこのラインまでは改定が必要ではないかと考えているところがありますので説明をさせていただきます。

まず、料金算定期間につきましては、前回の委員さんのご意見から出来るだけ短い方が良いということで、3年を想定して今回の資料を作らせていただいております。その中で、資料1の9ページ、料金収入に対して企業債残高がどれくらいになるかを表した企業債残高対給水収益比率の比較の折れ線グラフを見ていただきますと、1番上の改定案4ではくらしき水道ビジョンの目標値280%を上回ります。企業債残高が膨らむと経営を圧迫してしまいますので、令和4年度の全国平均、少なくともこの

程度には抑えたいということはございます。水道局としましては、算定期間は短く見積もって最短で3年、それから資産維持率については一番低く見積もって改定案3の0.5%、つまり料金改定率は17.25%、少なくともこのあたりの改定はしていきたいと考えております。

次に、資産維持率、資産維持費は水道施設の更新に要する費用をどれくらい見込むのかということになりますので、たくさん見込むほど自己財源で工事ができ、あまり見込んでいないと自己財源が少ないので企業債という借金に頼るということになるということでございます。その借金をどれくらいまで水道局として容認できるかということにつきましては、先ほどのグラフでは令和4年度の全国平均程度に抑えたいということでございますので、そのあたりをたたき台としてご審議いただければと考えております。

委員 耐震化について、3年後には例えば浄水施設や配水池の耐震化率はいくらになるのか、基幹管路の耐震適合率がいくらになるのかなどの説明も当然あってしかるべきと思います。

事務局 現在の計画では、令和9年度末時点で基幹管路の耐震適合率は57%、配水池の耐震化率は82%、ポンプ所は71%の目標値をもっております。

委員 先ほど言われた耐震化率の向上について、令和7から9年度の建設改良費の見込みが168.8億円とありますが、この資産維持率1%から0.25%までのどの場合であっても、目標値を達成できるということですか。

事務局 資産維持率の違いにより料金改定率は変動するため、資産維持率を低く見込むと料金収入の方は少なくなりますが、どの資産維持率になっても、全て同じように耐震化等の事業を行うという前提で考えております。改定率によって、収入が少なくなる分は、企業債、借金が多くなります。

委員 ちなみに、企業債残高は1人当たりどれくらいあるのでしょうか。

事務局 給水人口1人当たりの企業債残高(企業債残高/給水人口)は、令和4年度末で35,891円です。

委員 料金改定をすると、1人当たりの借入額は減ってくるという理解でよろしいでしょうか。

事務局 資料1の9ページのグラフを見ていただきますと、令和4年度248.09%となっ

ております。令和5年、6年と企業債の残高は上がっていきます。例えば、改定案3の赤のラインで改定した場合、改定した年は下がり徐々に上がっていきます。料金改定率が上がれば、青色、緑色のラインのように、料金改定率が低い場合よりも1人当たりの企業債残高は少なくなります。

事務局 先ほど委員さんから、料金算定期間について3年でも5年でもそう変わらないのではないかというご意見をいただきましたが、資料1の10ページをみていただきますと、一般家庭の1か月20m³のところは、金額的には何十円しか変わらないのですが、倉敷市の中で水島コンビナートなどの企業や事業所はかなりの水量を使用していただいております。一般家庭では数十円しか変わらなくても、企業ですと1か月あたりの料金が非常に大きく変わることから、そのあたりも考慮して考えていかないとはいけませんので、料金算定期間は、5年ではなくて3年が良いのではないかと考え、事務局の方では提案をさせていただいております。

会長 ご説明ありがとうございます。料金算定期間については3年でよろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 では、期間は3年というところで考えていけたらと思います。

事務局 事務局としては、やはり安定経営が望ましいので、ある程度の料金改定率を確保したいという考えは当然ございます。ただ、最近物価高騰で電気代等も値上がりしている状況となっております。市長からもなるべく水道利用者の負担を少なくするようにとご意見をいただいております。

今回はこのラインならぎりぎりやっていけるという資産維持率を先ほど説明させていただきましたが、少なくともその程度の資産維持率で水道料金を上げることができれば、当面の水道局の健全な経営ということは可能と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員 資料1の11ページですが、引っ越してきた時に倉敷市は水道料金がすごく安いので驚いたことがあったのですが、今日までの審議で、やはり水道料金を上げていかないといけないというのを感じています。今ご説明いただいたように企業など使用水量が多い方のことも含めて考えると、やはり全国平均あたりの資産維持率0.5%ぐらいとするのが良いと感じました。

委員 企業債について、事務局の希望は改定案のどれになるのですか。もし災害が起こったときに、資金が足らなくなるという可能性もあると思いますが、事務局としては改定案の1から3の大体どれでしょうか。

事務局 水道局の理想を言えば、改定案2くらいになれば非常にありがたいのですが、改定案3の0.5%の資産維持率であってもそんなに悪くはありませんので、資産維持率を0.5%以上はみておきたいと考えております。

委員 水道料金については、当然、基本料金と従量料金の2種類かかっています。資料1の10ページでは一律の改定率で計算した場合と書いてありますが、従量料金の見直しというのは考えてはないのですか。

基本料金は、この料金改定率の17.25%や20.82%で良いと思うのですが、従量料金については一律でなくある程度使用水量が多い人は、使った分だけ多めに負担してもらおうということは一つの方法だと思うのですが、そのあたりはどのような風に考えられていますか。

事務局 資料3の2ページを見ていただくと、料金改定率というのは、総括原価に対して、料金収入では足りない部分が現行の料金収入の何%かという率になっております。現行の水道料金だと3年間でどれくらい不足するのかという説明をさせていただいております。それぞれの層に均一に分配するのか、いろいろバランスをとっていくのかといった説明は、次回以降になると思いますが、その時にそれぞれの単価のお話をさせていただくようになります。

事務局 資料1の10ページになりますけども、例えば、1か月あたりの使用水量が20m³であれば、全て基本料金というわけではなく、基本料金は1か月10m³、残りの10m³は従量料金をいただいております。その従量料金の単価につきましても、ここでは例えば17.25%という風に一律に料金改定率をかけさせていただいております。その結果が、この表の20m³であればいくらという風になっております。

委員 私が言いたいのは、基本料金は改定率17.25%で良いのですけども、超過分従量料金制をとるのであれば、当然その使用した分の負担が発生するという風に理解しております。そうすると、そのもとになる単価について、一律にアップするのではなく、見直して金額を変えたり、もしくは統合できるものは統合したり、そういった工夫もあるのではないかと考えております。

委員 結果的に料金算定期間が3年であれば、数年後にまた審議されるということを踏まえ、企業債残高についてそこまでは変わらないので、改定案2でも良いのではないかと、少し思います。

事務局 少なくとも改定案2の方が経営は安定します。また、本日は全体でどの程度改定が必要かという話でしたので、家計などにどれくらい負担がかかるのか見えにくい点はあったかと思えます。ある程度方向性を決めていただければ次回の資料もそれに沿って提示させていただこうと思いますが、改定案2か3かということであれば、資料を2つ作って、それぞれどういう風に配分するか、資料をみていただいてから審議していただくということも可能ではございます。

会長 本日の審議内容を簡単にまとめさせていただきます。まず、料金の改定については、すべきだということでも一致したかと思えます。料金の算定期間につきましても、3年が妥当であるということでも、資産維持率については、次回に保留ということで、改定案2と3で審議させていただくということをお願いします。

(2) 今後の日程について

事務局 次回第6回審議会は、3月12日火曜日に開催させていただく予定です。

令和6年 3月 11日

代表署名人 天崎谷達将